

こんにちは！地域包括支援センターです

認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員がサポートします！

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り地域で安心して生活できるよう、さまざまな形で支援します！地域包括支援センターにそれぞれ設置・配置されています。お気軽にご相談ください。

認知症初期集中支援チーム

医療・介護の専門職が、ご家族の訴えなどにより認知症が疑われる人や認知症の人およびそのご家族を訪問し、病院への受診や介護サービスの利用、ご家族の支援など、必要な初期の支援を集中的に行い、自立生活に向けたサポートをチームで行います。

【支援の対象】

40歳以上で自宅で生活をされており、認知症が疑われる人、または認知症の人かつ、つぎのいずれかに該当する人

- ①認知症の診断を受けたいが、本人が拒否している
- ②病院受診を中断してしまっている
- ③介護サービスを利用したいけれど、どうすればいいのかわからない
- ④認知症の症状が強く、対応に困っている

認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り、住み慣れた良い環境で暮らし続けるため、医療・介護・地域資源をつなぐネットワークづくりや相談業務、認知症に関する情報・知識の普及啓発活動などを行います。

認知症サポーター養成講座

認知症の症状、早期診断・治療の重要性、認知症の人への対応方法などを説明します。
日時 8月26日(土)午前10時～11時30分
場所 コミュニティセンター
定員 15人(申込み順)
講師 幸手西地域包括支援センター職員
申込み 8月23日(水)までに電話または幸手西地域包括支援センター窓口



出前講座

年齢を問わず市内在住、在勤、在学の人で、おおむね10人以上の団体を対象に行います。開催希望日の2か月前までに、相談窓口にお問い合わせください。

相談窓口

- 権現堂川、吉田、八代、さかえ、さくら小学校区在住者
幸手東地域包括支援センター (ウェルス幸手内) ☎(53)6151・☎(53)6160
業務時間 午前8時30分～午後5時15分(土曜、日曜、祝日は除く)
- 幸手、行幸、長倉、上高野小学校区在住者
幸手西地域包括支援センター (旧香日向小学校内) ☎(40)3443・☎(44)0870
業務時間 午前9時～午後5時45分(土曜、日曜、祝日は除く)

住宅リフォーム費用の一部補助(後期)

市民のみなさんが住宅をリフォームする場合に、その費用の一部を補助します。

▼対象(全てに該当)

- 申請および補助決定前に着工・着手していない
 - 対象住宅が過去にこの資金補助を受けていない
 - 市内の施工・設計業者に発注する
 - 市内の対象住宅に居住している
 - 工事・設計費が税抜き20万円以上である
 - 令和6年2月29日までに完了する
 - 市税または市の各種資金貸付制度の滞納がない
 - 市のほかの助成制度による補助対象工事でない
 - 下記の対象工事・設計に該当
- ※共同住宅は専有部分のみ、
店舗併用住宅については居住部分のみ

▼対象工事・設計

- ・改築工事/住宅の全部または一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事
 - ・増築工事/住宅部分の床面積を増加させる工事
 - ・修繕・模様替え/屋根や外壁の塗り替え、フローリングや壁紙の張替えなど
 - ・設備工事/台所、浴室、洗面所、給湯器、便器など
 - ・公共下水道への接続工事/宅内の浄化槽を取りやめ公共下水道へ接続する工事
 - ・設計業務/上記の工事を行うための調査・設計業務
- ※単に外構工事やルームエアコンの設置は対象外。
※耐震診断・耐震補強工事には、別の補助制度あり。

▼補助額

工事および設計費(税抜き)の5%相当額(上限10万円)
※1,000円未満切捨て(予算の範囲内)

▼申込方法

申請書と見積書のコピーを持参の上、窓口へ
受付 8月30日(水)から9月1日(金)までの午前8時30分～午後5時15分
※受付期間に予算を超える申込みがあった場合には抽選を行います(先着順ではありません)。
※予算に余りが出た場合、上記期間以降も受付を継続します。

問合せ 建築指導課 ☎(43)1111 内線572



住み慣れた家で自立した生活を送るために～住宅改修と福祉用具の利用～

介護を必要とする人の生活環境を整えるために、介護保険を使って住宅改修や福祉用具を利用できます。
・利用には、要介護認定(要支援1・2、要介護1～5)が必要です。
・自己負担割合は所得によって変わります。

◆住宅改修

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として、費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。

▼介護保険対象となる工事の例(費用が20万円かかった場合、2～6万円が自己負担)

- ・手すりの取り付け
- ・段差や傾斜の解消 など

※工事施工前の事前申請が必要です。必ず担当ケアマネジャーや地域包括支援センターまでご相談ください。

◆福祉用具

日常生活の自立や介護者の負担軽減のため、福祉用具の購入やレンタルが利用できます。

▼購入対象となる福祉用具の例(年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担)

- ・入浴補助用具
- ・腰かけ便座 など

▼貸与(レンタル)対象となる福祉用具の例(月々の利用限度額の範囲内で実際の費用の1～3割が自己負担)

- ・杖や歩行器
- ・車椅子や介護用ベッド(原則、要介護2～5が対象) など

※心身の状態にあった福祉用具を選ぶためにも、担当ケアマネジャーや地域包括支援センター、福祉用具専門相談員などと相談の上、ご利用ください。

問合せ 介護福祉課 ☎(42)8444